

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立総合射撃場（ライフル射撃場）	所在地	由利本荘市岩城道川字新田沢43
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

1 施設の概要														
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。													
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上等に資するとともに、県内唯一の射撃競技の大会開催が可能な施設であり、ジュニア選手を含めた本県の競技力の向上のほか、射撃競技の裾野拡大のための拠点となっている。「新秋田元氣創造プラン」戦略3【目指す姿4】活気あふれる「スポーツ立県あきた」に基づき、射撃競技大会の開催や競技者のトレーニング施設として、本県の競技力向上や次世代アスリートの発掘・育成、県民の多様なスポーツ活動の促進を図る。													
設置年	1995年	経過年数	31年	目標使用年数	60年	残年数	29年	施設面積	敷地面積 5,430.36㎡、建床面積 1242.26㎡、延床面積 2,449.49㎡					
施設の設置状況	ライフル棟、ポンプ室													
県内類似施設	鳥海射撃場（由利本荘市）					東北各県類似施設	弘前クレイ射撃場（青森県）、矢巾総合射撃場（岩手県）、宮城県ライフル射撃場（宮城県）、南陽市ライフル射撃場（山形県）、二本松市総合射撃場（福島県）							
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。												
料金制	指定管理料制	主な料金設定	<クレイ射撃（枚）>高校・大学：34円 一般：44円 <ライフル射撃（1時間）>中学：110円 高校・大学：160円 一般：220円				<クレイ射撃（1ラウンド20枚）>高校・大学：680円 一般：880円 <保険料>40円							
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間	<開場期間>通年 ※休場日：毎週月曜日、年末年始 <開場時間>午前9時～午後5時 <対象>おおむね小学4年生以上							
指定管理業務の内容	(1) 射撃場に係る使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 射撃場の施設及び施設の維持管理に関する業務 (3) 射撃場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					自主事業の内容	(1) 一般利用者による家族対抗チーム射撃大会 (2) 一般利用者によるチーム対抗チーム射撃大会							
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			2,007	2,252	1,554	1,435	2,000		492	532	422	292	478	
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	年間利用者数については、県外の競技団体の利用があったことに加え、チームライフル・ピストル体験者も新たに増加したことにより、対前年比で約39%の増となった。					
	指定管理料	13,665	13,665	13,665	13,665	13,665								
	その他収入	8	10	23	65	94								
	合計	13,673	13,675	13,688	13,730	13,759								
	支出	人件費	8,400	7,573	6,765	7,118	8,004	収支決算	支出に関しては、前年度に落雷による閉場期間があったため比較が困難なものの、光熱水費や燃料費については省エネを心掛け、経費節減に努めた。					
		光熱水費	731	961	917	350	846							
		修繕費	631	292	137	260	267							
		委託料	581	633	698	466	758							
		その他支出	2,237	2,361	2,288	2,617	2,671							
合計	12,580	11,820	10,805	10,811	12,546									
収支差	1,093	1,855	2,883	2,919	1,213									

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立総合射撃場（ライフル射撃場）	所在地	由利本荘市岩城道川字新田沢43
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組					
運営方針・施設の利用目標					
目標・実績	目標の内容	利用者数 1,700人			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	2,000	2,000	1,700	
	実績	1,554	1,435	2,000	年間利用者数については、県外の競技団体の利用があったことや、ビームライフル・ピストル体験者も新たに増加したことにより、目標を達成することができた。
	達成率	77.7%	71.8%	117.6%	
具体的な取組とその効果	県ライフル射撃協会と連携し、県外チームの練習を招聘、ビームライフル・ピストルの体験チラシや大会イベントの告知を行い、利用者が増加した。				
次年度の目標	目標の内容	利用者数 1,700人			
	設定の根拠	過去5年間の利用状況を踏まえ、利用者数1,700人の利用目標に設定する。			
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	利用者数の目標達成率約139%の増のため、A評価とする。		
	県所管課	A	初心者向けの体験事業を通して利用者の新規開拓をした他、関連団体と連携して利用者の拡充に努め、目標を上回る成果を残したことからA評価とする。		
3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組					
利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績（%）	95.2	97.4	97.3	
	具体的な取組とその効果	ビームライフル射撃で、初めて施設に来場される方に丁寧な指導などを行ったため、昨年同様の高水準の満足度を維持することができた。			
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	利用者満足が97%と高水準を維持できているため、A評価とする。		
	県所管課	A	通年利用の団体はもちろん、新規の利用者や体験者にも丁寧な対応を心がけたことが実績にも現れている。今後も質の高いサービスや利用者対応を継続してもらいたい。		

指定管理者制度導入施設評価票
 評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立総合射撃場（ライフル射撃場）	所在地	由利本荘市岩城道川字新田沢43
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	評価者	評価			
モニタリング項目	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A	A
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等	A	A
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
		⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	A	A
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	A
	⑥ 利用者の相談・意見・苦情	ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A	
	⑦ 課題への対応	利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	A	A	
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	各項目順調に行うことができたと考え、A評価とする。 管理運営体制「⑤備品の適切な管理」に関し、開設以来の備品が経年劣化により故障、修繕不可能な状態である。加えて射場には空調設備がなく、近年の酷暑による利用者の健康・安全管理に苦慮している。できる限りの対応をしてきたが、設備面の補強が望まれる。		
	県所管課	A	⑤備品の適切な管理については、体験会など競技以外での機材運用や関係団体からの借用、サーキュレーターを導入による暑熱対策など適切な対応が見られる。安全な管理運営に努めているものと捉えているが、利用者の安全や施設の維持・管理に著しい支出が認められる故障については、精査の上適切に対応していく。 その他、各項目とも適切な管理運営が行われたと認められるため、A評価とした。		

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立総合射撃場（ライフル射撃場）	所在地	由利本荘市岩城道川字新田沢43
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	定期的な競技会の開催やトレーニング利用等を通じ、本県の競技力向上に貢献しているほか、チラシやホームページ、SNSによるPRを行い、競技経験者以外の利用者の拡大を図るなど、射撃競技の裾野拡大や県民の多様なスポーツ活動を促進している。
施設運営の課題	築後30年が経過し、施設設備の経年劣化が見られることから修繕・改修が必要であるが、他の設備の更新と時期が重なり、十分な予算を確保できない。また、学校行事による活用機会の減少や大規模大会開催機会の減少が見込まれており、今後の利用者増加や収益拡大が課題となっている。
今後の方向性	限られた予算の中で、緊急性や法令遵守などの優先事項をもとに計画的な修繕・改修計画を立てていく。また、令和8年度から利用料金併用制を導入し、民間のノウハウを生かした運営による集客力・収益力の向上を図る。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和6年度	施設の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 施設を周知することで利用者数の増加が期待できる施設であると推察されることから、ホームページの見直しやSNS発信による県内外への周知強化等について要検討。 射撃教室等による体験機会の増加に関する取組を要検討。
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の周知強化について、指定管理者と連携して取り組んでいただきたい。
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和6年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 既存のホームページやSNSについては、SEO対策をはじめとした見直しを検討する。 県内外の競技団体等と連携・協力し、各団体のホームページ等を通じた周知（当施設のリンク貼付等）をはかる。 より広い年齢層・地域を視野に入れた新規の体験教室等の実施を検討する。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、県（所管課）で運用するホームページやSNSにおいて、施設及びイベント等の周知を行う。
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの見直しやSNS発信による周知強化等については、できる範囲の取組を継続的に行っており、課題を解決していきたい。 体験機会の増加に関する取組については、ビームライフル射撃の魅力体験会やイベントを行っており、利用者が増加してきている。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携し、県（所管課）で運用するホームページやSNSにおいてイベント等のPRを行い、施設周知や利用促進に努めている。

○秋田県立総合射撃場条例

平成七年七月四日
秋田県条例第四十一号

秋田県立総合射撃場条例をここに公布する。

秋田県立総合射撃場条例

(設置)

第一条 秋田県立総合射撃場(以下「総合射撃場」という。)を由利本荘市岩城道川字新田沢四十三番地に設置する。

2 総合射撃場においては、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める目的を達成するために必要な業務を行う。

- 一 狩猟技術訓練施設 狩猟を行おうとする者の銃器を取り扱う技術の向上を図り、もって適正な野生鳥獣の保護及び管理に資すること。
- 二 ライフル射撃場 射撃スポーツを行う機会を提供し、もって県民の心身の健全な発達に寄与すること。

(平一七条例一五・令元条例三六・一部改正)

(使用の許可)

第二条 総合射撃場の施設のうち、前条第二項各号に掲げるもの(以下「許可施設」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に総合射撃場の管理上必要な程度において条件を付することができる。

(平二一条例八八・令元条例三六・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の規定による使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは期間を定めて使用を停止させることができる。

- 一 前条第二項の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- 二 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- 三 使用の許可に係る目的を変更したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総合射撃場の管理上支障が生じたとき。

(平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 許可施設を使用する者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料は、許可施設の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(令元条例三六・一部改正)

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により許可施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 総合射撃場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 総合射撃場の利用を通じた第一条第二項各号に定める目的を達成するために必要な業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、総合射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により総合射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・令元条例三六・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて総合射撃場の管理を行わなければ

ばならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、総合射撃場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・旧第八条繰下、平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四十日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成七年教委規則第一四号で平成七年七月二四日から施行)

(秋田県立ライフル射撃場条例の廃止)

2 秋田県立ライフル射撃場条例(昭和五十年秋田県条例第三十号)は、廃止する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第二六号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一五号)

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三〇号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第三六号)

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和二年規則第四四号で令和二年八月二九日から施行)

別表(第四条関係)

(平九条例七・平一〇条例二六・平二六条例三〇・平二八条例三七・平三一条例一一・令元条例三六・一部改正)

一 狩猟技術訓練施設

区分	使用の単位	使用料の額
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一標的につき	三四円
一般		四四円

備考

この表における「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

二 ライフル射撃場

区分	使用の単位	使用料の額
中学校生徒	一射座一時間につき	一一〇円

高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一六〇円
一般	二二〇円

備考

- 一 この表における「中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 使用の時間が一時間未満であるとき又は当該使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算した使用料を徴収する。